

## 平成22年度地区獣医師会連合会会長会議の開催

平成22年度地区獣医師会連合会会長会議が、平成23年3月2日、日本獣医師会会議室において開催された。本会議では、議事として、①「新公益法人に向けての対応の件（全国における取組状況、日本獣医師会における取組、「学会」組織の位置づけと学会関係事業運営の見直し（「地区学会」及び同地区学会関係事業を含む。）」、②「各地区における課題と対応の件（平成22年度地区獣医師大会決議・要望事項に対する対応、その他各地区における課題と対応）」、③「平成23年度・2011動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件」、④「地区を代表する地方獣医師会から日本獣医師会役員等の候補者を推薦するに当たり、留意いただきたい事項の件」、⑤「平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件」、⑥「平成23年度における獣医学術地区学会及び地区獣医師大会の開催計画の件」について説明、協議が行われ、了承された（平成22年度地区獣医師連合会会長会議の議事概要は下記のとおり）。

### 平成22年度地区獣医師会連合会会長会議の会議概要

池尾辰馬（長崎県獣医師会会長・九州地区獣医師会連合会副会長）

I 日時：平成23年3月2日(水) 14:00～17:00

II 場所：日本獣医師会・会議室

III 出席者：

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫、中川秀樹

【専務理事】大森伸男

【地区を代表する地方獣医師会の代表者等】

北海道地区：波岸裕光（北海道獣医師会会長）

東北地区：砂原和文（秋田県獣医師会会長・東北獣医師会連合会会長）

関東地区：岩上一紘（栃木県獣医師会会長・関東地区獣医師会連合会会長）

後藤克正（神奈川県獣医師会会長・関東地区獣医師会連合会副会長）

鳥海 弘（神奈川県獣医師会副会長）

東京地区：村中志朗（東京都獣医師会会長）

中部地区：宮澤 宏（長野県獣医師会会長・中部獣医師会連合会会長）

柴田晴夫（福井県獣医師会会長・中部獣医師会連合会副会長）

近畿地区：山本博起（大阪市獣医師会会長・近畿地区連合獣医師会会長）

中島克元（神戸市獣医師会会長・近畿地区連合獣医師会副会長）

中国地区：唐木茂樹（岡山県獣医師会会長・中国地区獣医師会連合会会長）

四国地区：林 繁利（徳島県獣医師会会長・四国地区連合獣医師会会長）

九州地区：梅崎信孝（佐賀県獣医師会会長・九州地区獣医師会連合会会長）

IV 議事：

1 新公益法人制度移行に向けての対応の件

(1) 全国における取組状況

(2) 日本獣医師会における取組

(3) 「学会」組織の位置づけと学会関係事業運営の見直し（「地区学会」及び同地区学会関係事業を含む。）

2 各地区における課題と対応の件

(1) 平成22年度地区獣医師大会決議・要望事項に対する対応

(2) その他各地区における課題と対応

3 平成23年度・2011動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件

4 地区を代表する地方獣医師会から日本獣医師会役員等の候補者を推薦するに当たり、留意いただきたい事項の件

5 平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

6 平成23年度における獣医学術地区学会及び地区獣医師大会の開催計画の件

V 会議概要：

【会長挨拶】

山根会長から大要次の挨拶があった。

(1) 昨年宮崎県における口蹄疫の発生に際しては、皆様から並々ならぬご協力をいただいたことに心より御礼申し上げる。おかげさまで2月にはOIEから清浄国として認定を受けることができた。一方で高病原性鳥インフルエンザに関しては、依然として予断を許さない状況が続いている。周辺諸国における相当な被害状況を見ても、我が国においても十分気を引き締めて対策にあたる必要があると感じている。

(2) 昨年開催された各地区での大会、学会、2月に開

催された獣医学術学会年次大会（岐阜）では、各地区の獣医師会関係各位のご協力をいただき感謝する。また、昨年10月2日に地区獣医師会連合会、地方獣医師会の協力を得て開催した「動物感謝デー in JAPAN」では、天候にも恵まれ、一般市民をはじめ関係者多数の参加をいただいたことにあらためて御礼申し上げる。今後とも皆様のさらなる協力をお願いしたい。

(3) 新公益法人制度改革の中、公益認定申請に向けて本会も準備を進めている。現在、4つの地方獣医師会が公益認定を受けたと聞いている。今後さらに各地で申請が進むものと考えている。

(4) 本日の議題の一つでもある各地区からの要望事項については、本会としても所要の対応を行っている。最近においても、2月28日には民主党の獣医師問題議員連盟の総会に出席し、動物の悪性伝染病対策をはじめとして、各地区から要望いただいた内容について要請活動を行い、出席した国会議員の先生方には大変熱心なご議論をいただいたところである。なお、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）については、本会は反対の立場をとっているが、このことについては、追って皆様に詳細について周知したいと考えているのでご理解とご協力をお願いしたい。

(5) 本日の協議内容は各地区に持ち帰って必ず関係者に伝達するなど、本会議の役割を十分果たしていただきたい。今後も獣医師会の運営について理解と支援をお願いしたい。

#### 【座長就任】

続いて、山根会長が座長に就任し、次のとおり会議が行われた。

#### 【議 事】

### 1 新公益法人制度移行に向けての対応の件

#### (1) 全国における取組状況

ア 大森専務理事から、以下について説明された。

(ア) 特例社団・財団法人の移行認定申請状況について、平成23年1月末の時点で内閣府所管法人においては全体の約10%にあたる683法人が公益法人への移行認定申請を行い、うち277法人が肯定処分を受けた。都道府県所管法人においては全体の約7%にあたる1,206法人が移行認定申請を行い、うち317法人が肯定処分を受けた。

(イ) 地方獣医師会においてもそれぞれ移行認定申請に向けた取り組みが進んでいるものと思われ、現在のところ大阪市獣医師会、新潟県獣医師会、三重県獣医師会、神戸市獣医師会が肯定処分を受け、さらに千葉県獣医師会、茨城県獣医師会、名古屋市獣医師会が移行認定申請中（見込み）と聞いている。

#### (2) 日本獣医師会における取組状況

ア 大森専務理事から、平成22年12月9日に開催され

た第3回理事会における協議・決定内容に基づく本会の取組状況等が説明された。

#### (ア) 取り組みに当たっての基本的考え方

a 新公益法人制度への移行に当たり本会の対応については、これまで理事会での議論及び第67回通常総会における事業計画実施方針においても示したとおり、公益社団法人認定申請に向け対応を進めることとしている。

なお、認定申請の手続きを進める中で万一障害となる不測の事態が生じた場合には、移行申請の期限とされる平成25年11月末までに当面の対応として移行認可の申請（一般社団法人としての移行認可申請）を選択することはやむを得ないこととされた。

b 移行認定申請の手続きを進めるに当たっては、本年4月、日本動物保護管理協会を吸収合併し、1年間の事業実績を重ねる間、公益法人関係三法（①一般法人法、②公益法人認定法、③整備法）に基づき、先ず一般法人法と公益法人認定法に照らし、法人の組織・機構、事務事業執行体制、会計経理及び財務運営体制を見直し必要な環境整備を図った上で、整備法に基づく申請手続きを行うこととなるが、環境整備を行うに当たっては、本会の現状の諸体制を基本とした考え方で進める。

#### (イ) 取り組みの経過及び以降認定申請手続きのスケジュール

a 平成22年4月以降、会計・経理について、新公益法人会計基準（平成20年基準）への全面切り替えを進める一方、定款等の整備に向けた作業を進め、12月9日の第3回理事会において、①移行認定申請に向けての基本的考え方及び「定款の変更の案の暫定変更案」を提示し協議するとともに、②移行後最初の理事、監事（代表理事、執行理事）の選定方式等を協議・了承された。

b 平成23年1月には①公益認定等委員会と「暫定定款変更案」の個別相談、②「暫定定款変更案」、「関係諸規程」の整備を行うとともに、財務運営方針、資金管理運営の方策等を顧問会計士、公益法人協会と協議の上、決定、③これまでの理事会、関係者等との協議を踏まえ、「暫定定款変更案」等を整理し、役員に検討状況を報告（1月4日付け）、意見聴取を行った。

c 平成23年2月には①財務三基準対応のシミュレーションと「暫定定款変更案」、「関係諸規程」の修正・調整作業を顧問会計士、公益法人協会と協議し、最終調整、②関係者等との協議を踏まえ、「暫定定款変更案」等を整理し、第4回理事会に向け、役員に検討状況を報告（2月16日付け）し意見聴取を行い、本日の地区獣医師会連合会会長会議において、

移行認定申請手続きの進捗状況を説明するとともに、地方獣医師会の取り組み状況等の対応を協議し、協議結果を各地方獣医師会に通知することとしている。

d 今後の予定として、3月には①公益認定等委員会と「定款変更案」、「主要関係規程」を個別相談の上、確認、②第4回理事会において、「定款変更案」、「主要関係規程」を確認し、制定（一部改正）の決議（特に関係規程のうち、合議機関としての学会運営関係の新規程を制定（旧規程は廃止するが、一定期間の新方式移行への猶予措置をおくこととする。））を行うとともに、平成23年度暫定収支予算の決議、③認定等委員会と会計・経理（申請書の別表など）その他申請事項について個別相談を継続実施する。

e 4月には①顧問会計士、公益法人協会と協議の上、申請書（申請年度の予算書、年度末予想貸借対照表、その他の申請書類）を作成、②第68回通常総会に諮る新役員候補者の選定手続きを開始。

f 5月には第1回理事会において、①「定款変更案」、「関係規程」の停止条件付き決議、②移行法人の会長、副会長、専務理事就任予定者の選定決議、③平成22年度事業報告・決算、平成23年度事業計画・収支予算の決議、④その他認定申請主要事項の確認、⑤役員改選手続き等の確認。

g 6月28日に予定されている第68回通常総会において、①役員改選決議、②～⑤第1回理事会決議の①～④と同様内容の決議。

h 上記の手続きを経たうえで7月に新役員登記を行い、申請内容等の最終確認調整の後、9月以降に公益社団認定申請を行う予定である。

(ウ) 移行認定に係る内容として、本会の組織体系図（案）、定款変更案、及び同定款施行細則（案）、が示され、特に以下の点について説明された。

a 組織や事業執行体制等については、基本的に現在の形を踏襲するものであるが、学会の位置づけについてはこれまでの在り方を整理し、名実ともに日本獣医師会の一部として位置付けることとする。本件については後述する。

b 定款において公益目的事業として挙げた項目のうち、「獣医師道の高揚及び獣医事の向上」については、「獣医事」という法令用語の中に獣医師が関与する職務内容が包含されていることから、公衆衛生の向上に寄与する内容を含んでいることについてご理解いただきたい。

c 定款について、獣医師倫理綱領等を定款の中に盛り込んでいるほか、目的や事業の内容等について、公益目的事業であることをより明確化した記載とすべく文言を修正したが、全体の枠組み等については

これまでと大きな変化はない。

d 総会について、最高議決機関である法人法上の社員総会として位置付けることとしている。

イ 説明内容について、以下の質疑応答がなされた。

a 「定款変更案の正会員資格に関し、一般社団法人である都道府県獣医師会（政令市獣医師会）とされているが、公益認定を取得する方向で準備を進めている中、あえて一般社団法人としている意図は何か。」と質問され、「法令上は公益社団法人は一般社団法人の一形態にすぎない。会員資格については現状の団体会員制を維持するのが基本方針であるが、仮に、会員資格を「公益社団法人」に限定してしまうと、万一一般社団法人に移行した現会員があった場合に自動的に会員資格を失ってしまう。この点に配慮し、定款上は公益社団法人を含むより広い用語としての一般社団法人を用いたことについてご理解いただきたい。」と回答された。

(3)「学会」組織の位置づけと学会関係事業の見直し（「地区学会」及び同地区学会関係事業を含む。）

ア 大森専務理事から、本会における「学会」組織の位置づけと地区学会及び地区獣医師大会事業を含む学会関係事業の運営について説明された。

(ア) 今回の組織及び事業運営の見直しの必要性

a 「学会」については、本会の定款において本会の獣医学術学会事業の運営を担う会議体の機関として今後も位置づける。しかし、これまで日本学術会議の登録団体として平成2年度から形式上は本会とは別の任意の機関として、学会独自の組織及び事業並びに会計・経理運営を許容する規程が整備され、当該規程に基づき組織及び事業が運営されてきたのが実情であった。

b このことに伴い、これまで学会監査などの組織内においても本会との二重構造化等の問題点が再三にわたり指摘され、早急な是正が求められてきた。

c 特に、「学会」を形式上本会とは別の任意の機関として位置づける要因となっていた日本学術会議の登録学術研究団体制度が廃止されたことから、「学会」を任意の機関として位置づける必要性がなくなり、本会定款の規定に基づく「学会」の位置づけによる運営を図ることが可能となった。

d 一方、平成20年12月に新たな公益法人制度に係る関係三法が施行され、本会を含め特例社団法人は公益認定申請を行うか否かにかかわらず、最低限の措置として一般法人法の基本原則の下での組織及び事業の運営を行うことが求められることとなり、「学会」については本会の学会関係事業の運営のための会議体の機関として、会計・経理面を含め本会との一体的運営が求められることとなった。

e このことは、「学会」のみならず「地区学会」においても同様であり、「地区学会」についても本会の地区制の下で各地区を構成する地方獣医師会の地区学会事業の運営を担う各地区の獣医師会による会議体の機関として位置づけ運営することが求められている。

(イ) 見直しの検討等の経過

a これまで、平成19年から4年間にわたり、本会の学術部会の学術・教育・研究委員会において見直しの論議を重ね、その結果については逐次、学会正副会長会議、同理事会及び総会において、また本会理事会、全国獣医師会会長会議において報告・説明を行い、また、頻回にわたり地方獣医師会をはじめ学会関係者からの意見の聴取・通知を行う等見直しの内容について組織内合意の形成に努めてきた。

(ウ) 見直しの要点

a 「学会」については、本会の学会関係事業の運営を担う会議体の機関として位置づけ、新たに本会役員として獣医学術学会担当理事を置く。学会関係事業については、本会の事業として本会の業務運営との一体性を確保することとする。

b 学会関係事業の運営に当たっては、母体の法人である本会の執行機能に係る権限行使との関係に留意することとする。したがって、学会は会議体の機関としての位置づけである以上、理事、監事、総会、理事会、監査などの用語を用いることができない。なお、見直し後は、理事、監事は「学会幹事」に、総会、理事会、監査は「学会正副会長会議」、「学会幹事会議」等の名称とする。

また、会員制については母体の法人である本会の会員制との一元化を図ることとする。

c 見直しは、「学会」の本会における組織上の位置づけとその関係する事業運営のあり方を一般法人法等の原則に則するのが目的であり、新公益法人制度への移行を機に学会関係事業については、母体の法人である本会の公益目的事業の柱としてこれまで以上にその発展を目指すものである。また、学会関係事業の運営の基本は従前と同様であり、これまでと実質的に大きな相違はない。

d なお、「地区学会」についても同様の観点での見直しが求められることから、評議員などの用語については、「地区学会幹事」に置き換える等の対応が求められる。

(エ) 見直しの内容

a 「学会」については、①本会の事業実施の会議体の機関(学術分野別の学会関係事業運営の会議体機関)として位置づけ、②その担う事業については、本会が行う獣医学術振興・普及を目的とする公益目的事

業(獣医学術学会事業)として運営し、③会計・経理は本会の会計・経理の中で一体的に行うこととする。

b 「地区学会」の位置づけと地方獣医師会が地区単位で開催する「獣医学術地区学会」及び「地区獣医師大会」の運営について、現在、本会の会員地区制の下で、地方獣医師会については各地区ごとに地区を構成する地方獣医師会ごとの区分けが行われているが、「地区学会」は、①各地区を構成する地方獣医師会単位で置くこととし、②その担う事業の運営については、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医学術の振興・普及を目的とする公益目的事業(獣医学術地区学会事業)として運営し、③日本獣医師会の獣医学術学会事業との連携を確保することとする。

なお、各地区の獣医学術地区学会事業において毎年度開催する「獣医学術〇〇地区学会」は、当該獣医学術〇〇地区学会の開催を担当する地方獣医師会(以下「開催担当地方獣医師会」という。)が主催することとし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行うこととする。

また、「地区学会」の運営事務は、開催担当地方獣医師会が分担し、「地区学会」は、当該獣医学術〇〇地区学会の企画運営を担う役割とする。

c 一方、「地区獣医師大会」は、各地区を構成する地方獣医師会の総意により各地区の判断により開催いただくものであるが、①各地区を構成する地方獣医師会(各地区を構成する獣医師会が複数の場合は、地区獣医師会連合会)ごとに、当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医学術の向上及びその普及・啓発、政策提言等を目的とする公益目的事業(例えば、地区獣医学術向上政策等提言事業、地区獣医師大会事業等)として運営することは可能と考える。

ただし、公益目的事業として実施する場合には、その開催内容が内閣府公益認定等委員会の公益認定ガイドラインの要件に適合するものである旨を説明することが求められるので、留意されたい。

なお、「地区獣医師大会」は、前記の「獣医学術〇〇地区学会」と同様、当該地区獣医師大会の開催を担当する地方獣医師会が主催いただくこととし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行うものであって、「地区獣医師大会」と「獣医学術〇〇地区学会」の同時開催は、これまで通り可能である。

d 本会会員制への一元運営

ア 新公益法人制度への移行に当たり、本会の会員制については、定款規定に係る基本的事項であることから

理事会において審議するが、現行の会員制の基本は維持することとする。

イ 一方、学会独自の会員制の仕組み（①学会正会員（A, B, C）、②学会学生会員（A, B）、③学会外国会員、④学会賛助会員（個人、団体））については、「学会」を本会の会議体の機関として位置づけるため、一旦廃止した上で、本会の会員制への一元化を図る。

（オ）当面の対応

a 公益法人関連三法が平成20年12月に施行され、その全面移行の期限が平成25年11月末までとされていることから、「学会」（「地区学会」）の位置づけと学会関係事業の運営見直しは、本会及び地方獣医師会ともに早急に対処する必要がある。

b 現行の「学会」（「地区学会」）の組織及び事業運営に関する規程については、これを廃止し、新たに次の関係規程を制定した上で、平成23年度当初からの運用を開始することとしている。

なお、獣医学術地区学会運営規程は、本会の「学会」との連携を全国統一的な考えで確保するため、「地区学会」の組織と事業運営に関する基本的事項を定めたものである。したがって細部の事項については、各地区学会の事情を踏まえ、各地区を構成する地方獣医師会において合議の上必要に応じて定めていただきたい。

イ 説明内容について、以下の質疑応答がなされた。

（ア）「学会の役員等に関し、これまでの評議員は廃止されるのか。」と質問され、「公益法人として役員の名称等を整理する必要の中で「評議員」の呼称は今後使用せず、「学会幹事」の呼称となるが、実質的には現行の評議員の仕組みがそのままスライドするものであり、何ら変わりはない。当面4月からは現行の地区学会の評議員の方がそのまま地区学会幹事に移行する。このことは規程の附則において明記することとしており、地方獣医師会において特段の手続きを行うことは要しない。地区学会幹事の任用についても、規程上は地区学会長が委嘱できるとされているだけであり、各地域の実情に合わせて運用できるものとなっている。」と回答された。

（イ）「地区学会の位置づけについて、日本獣医師会の学会とのつながりはどうなるのか。」と質問され、「今後とも従来通り密接に連携を取りつつ運営を進めていくが、形の上では本会の学会とは全く別の各地方独自の事業となる。」旨回答された。

（ウ）「地区学会について、地区を構成する地方獣医師会の持ち回りで開催しているが、開催担当ではない年がある場合や開催担当であっても開催地が所在都道府県以外であった場合などに公益目的事業支出として位置づけられないことがあると聞かぬか。」と質問

され、「本会の認識としてはいずれも公益目的事業としての位置づけが可能と考えている。本会への会費についても、本会の支出における会費全体の公益目的事業に対する配分の比率が科せられることはあるかもしれないが基本的に公益目的事業として支出できると考えている。」と回答された。

## 2 各地区における課題と対応の件

（1）平成22年度地区獣医師大会決議・要望事項に対する対応

ア 大森専務理事から、はじめに総括的な説明が行われた。

（ア）平成20年12月に新たな公益法人制度に係る関係三法が施行されたところであるが、獣医師会の組織、事務事業の執行については、これまで以上に社会的要請に即し獣医療の提供体制の着実な進展を期し、各職域の獣医師自らが高度専門職業人としての知識と技量を備えるとともに、職業倫理感をもって、獣医師会の公益諸活動に結束して当たることが求められる。

（イ）本会は、会員各位をはじめ動物・獣医療関係諸団体・関係者の理解の下、関係省庁の指導を得て昨年4月、日本動物保護管理協会を吸収合併し、同協会の手務・事業のすべてを承継し、新たに獣医師会活動を通じての動物の福祉及び愛護の増進に係る諸事業を実施することとした。

（ウ）今回、平成22年度に開催された地区獣医師大会等において提示された決議要望事項等をいただいたが、いずれもが、今日の獣医師及び獣医療の社会的役割を維持発展させる上で、われわれ獣医師自らが考え、積極的に取り組むべき課題であると認識している。

また、その実現に向けては、中には獣医師自身の意識改革を含め獣医師会組織をあげての結束の強化を要するものも少なくない。

（エ）今回、いただいた決議要望事項のうち、制度的課題を含め、その多くは、昨年10月開催の平成22年度全国獣医師会会長会議において説明・協議したとおり、対処方針を整理の上、農林水産省をはじめ関係省庁、大学、関係団体に要請し、特に獣医師及び獣医療施策については、新たに制定される「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下、「第三次基本方針」という。）」に要請内容が反映されるよう提言活動を行うとともに、獣医師会の活動に反映させるべき事項については、その旨を各地方獣医師会に通知し獣医師会における対処を依頼したところである。

（オ）本会の獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び適正管理政策に関する政策提言は、大きく6課題（①口蹄疫をはじめとする悪性動物伝染病に対する緊急防疫体制の整備、②獣医療の需要の動向に即した獣医師の確

保と適正配置, ③産業動物・小動物獣医療の提供体制の整備(動物看護職の資格制度化に向けた検討を含む.), ④動物の福祉の増進と適正管理, ⑤獣医師養成の基盤となる大学の獣医学教育の改善, ⑥食品の安全性確保をはじめ獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び保護管理に係る中央行政組織の一元化)を挙げているが, 現在, 国においては, ①農林水産省において昨年8月に制定公表された, 平成32年度を目標年度とする第三次基本方針に基づき都道府県計画の策定指導が, ②文部科学省において獣医学教育改善・充実に関する調査研究協力者会議における検討が, さらに, ③環境省においては, 改正動物愛護管理法の見直し等の対応の検討が中央環境審議会動物愛護部会において進められているが, 各地区からの要請も含め, 本会の政策提言と要望が今後国の動物医療・動物福祉関連政策に反映されることを期待しているところである。

特に, 第三次基本方針に基づき検討策定される都道府県計画については, 各地域の実情に即し, かつ, 各地方獣医師会の要望事項が反映されるよう各地方獣医師会から都道府県当局に対する働きかけを行われるとともに, 都道府県計画策定のための検討に積極的に参加されるようお願いする。

(カ) 要望事項の中には獣医師自らが獣医師会活動を通じて率先垂範して取り組むべき課題も少なくない。本会としても獣医師専門職の人材養成に係る課題については, 地方獣医師会及び他の獣医療関係団体の協力・支援を得ての生涯研修・学術講習会事業により関連技術・知識の普及に努めるとともに, 獣医学術学会事業による獣医学術学会年次大会の特別企画, 市民公開シンポジウム, セミナー等の場を活用し, 地方獣医師会をはじめ関係獣医療団体・機関, 獣医師など専門家間の対応策等の協議・検討の推進を支援しているところである。

(キ) なお, 獣医師及び獣医療に対する社会的評価の基盤作りのためには, 先ずは国民的理解を得ることが先決であることから, 4年前から地方獣医師会の参加をいただき, 関係省庁の指導と関連業界団体・企業の支援・協力の下で「動物感謝デー in JAPAN」を開催し, 広く獣医事等の向上を目的にその普及・啓発に努めているところであるが, 23年度の開催に向けて地方獣医師会各位におかれては, 引き続き特段の支援と協力のほどをお願いしたい。

(2) 平成22年度に各地区において開催された地区獣医師大会における決議要望事項の個別事項ごとの対応の考え方は, 次の概要に示したところによることとしたい。

ア 日本獣医師会が主として対応する事項

(ア) 獣医学教育体制の整備・充実関係

a 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の取り組みの考え方は平成22年8月27日付け22日獣

発第161号(以下, 「獣医師及び獣医療関係施策推進に関する要請」という。内容は本誌第63巻10号に掲載。)の記の1に示したとおりである。

b 獣医学教育改善の必要性は関係者の一致した要請であり, 大学をはじめ関係機関の合意形成に向けた努力が求められることから, 本会において獣医学系大学大学関係者による懇談会を5月と11月に, 文部科学省, 日本学術会議, 全国大学獣医学関係代表者協議会, 国立大学獣医学協議会, 私立獣医科大学協会, 日本獣医学会関係者による懇談会を1月に開催し, 関係者の共通理解醸成に向けた意見交換を行った。

c 文部科学省においては, 平成20年12月, 同省高等教育局長の私的諮問機関として「獣医学教育の改善・充実に関する調査協力者会議」が設置され, 社会的ニーズに対応した教育内容のあり方, 教育の質の保証のあり方, 教育研究体制のあり方等が論議されているが, 未だ結論に至っていない。本会としては, 今後も, このような関係者の連携を促進する仕組みを通じての再編による獣医学部体制への整備を支援する考えである。

d 本会としては, 国立大学法人獣医学科の獣医学部への整備充実を目指し, 具体的には, 「大学設置基準」における獣医学部設置に係る専任教員数等の基準の「獣医学教育の改善目標」を踏まえた所要の見直しとともに, 獣医学教育の改善を社会的理解の下で進めるための獣医学教育分野の第三者評価(外部評価)の推進を働きかけていきたい。

e なお, 「特区提案」による獣医学部新設については, これまでの本会の主張どおり, 規制官庁の適切な対応を求めていく。

イ 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

(ア) 口蹄疫等の家畜伝染病に対する防疫体制の充実・強化関係

a 口蹄疫などの悪性家畜伝染病に対する防疫体制の整備・充実に向けての本会の取り組みの考え方は, 獣医師及び獣医療関係施策推進に関する要請の記の2に示したとおりである

b 本件については, 本年度の宮崎県における口蹄疫の発生を受けて設置された口蹄疫対策検証委員会(以下「検証委員会」)の報告書において, 各地区の決議要望事項の内容のほとんどを包括する対策が「今後の改善方向」として示された。

c 本会としては, 特に都道府県行政当局と獣医師会等の民間団体, 民間獣医師による地域における緊急防疫に備えた家畜防疫・衛生ネットワーク体制の整備に着目し, 民間獣医師家畜防疫員任命制度の創設と都道府県職員家畜防疫員との連携, 役割分担の明

確化及び民間獣医師家畜防疫員の出勤態勢の確保が重要であるとして要請を行ったところである。

- d また、平成22年度、本会を含む獣医療関係4団体（農場獣医師管理協会、一般社団法人日本養豚開業獣医師協会、一般社団法人日本動物看護職協会、全国大学獣医学関係代表者協議会）が構成する獣医療提供体制整備推進協議会（以下「協議会」）が農林水産省からの助成を受け実施する獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、本会が担当する卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への講習会に、宮崎県における口蹄疫対応に関する講演を盛り込み、今回の口蹄疫の発生を教訓として今後の獣医師としての活動に活かされるよう対応した。

(イ) 獣医師需給対策の推進と処遇の改善関係

- a 獣医師の需給対策及び処遇改善対策の取り組みの本会の考え方については、獣医師及び獣医療関係施策推進に関する要請の記の3に示したとおりである
- b 本件については、全国農業共済協会、中央畜産会、農林水産省の関係者が参集し、産業動物獣医師事情関係者懇談会を開催し対応を協議したほか、産業動物臨床部会、家畜衛生・公衆衛生部会において対策の検討を行っている。
- c 農林水産省においては、平成22年8月に示した第三次基本方針において、「産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保」を項目として取り上げ、獣医学系大学における取り組み、獣医師不足職域への誘引を図るための措置の充実、労働環境の改善、採用・求職状況等についての情報提供、求職・離職中の獣医師の再就職の支援等を具体策として取り上げている。

また、検証委員会の報告書においては、産業動物獣医師、公務員獣医師の確保が円滑に行われていないことから、第三次基本方針に基づく都道府県計画の策定に当たり、今回の口蹄疫発生の教訓を十分生かす必要があるとしている。

- d 獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては、①卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物獣医師、公務員獣医師の職域への定着を促している。
- e 各地方自治体における公務員獣医師の処遇改善の対応の経過は、別紙3（略）のとおりであるが、本会、地方獣医師会の働きかけの結果、一部の地方自治体では、調整給の増額、初任給調整手当の増額・支給期間の延長や、新規ポストの獲得等が実現しており、今後も地方獣医師会から地方自治体への一層の要請が期待される。

(ウ) 獣医療の質保証と信頼の確保関係

- a 獣医療提供の質の確保についてに向けての本会の取り組みの考え方は、獣医師及び獣医療関係施策推進に関する要請の記の4に示したとおりであり、その中で、産業動物診療部門及び公務員獣医師部門における、獣医師専門職の業務をアシストするに足る公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成制度の必要性について提言しているところである。
- b 第三次基本方針においては、獣医療に携わる他分野専門職との連携、管理獣医師の養成の必要性について明記されており、また、口蹄疫対策検証委員会の報告書においても、産業動物に関する獣医療体制を実効のあるものにするための獣医師以外の獣医療に従事する者の制度化の重要性が指摘されている。
- c 農場管理獣医師制度の重要性については、産業動物臨床・家畜共済委員会における検討を踏まえて要請を行った結果、農林水産省の助成事業である獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中に農場管理獣医師に関する講習、実習等が取り入れられ、協議会のメンバーである本会、農場管理獣医師協会、一般社団法人日本養豚開業獣医師協会がその実施に取り組んでいるところである。また、同事業の中の卒後間もない獣医師を対象とした講習においては、獣医師の職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキルに関する知識を身につけるための講演が行われている。

なお、日本中央競馬会の助成事業である獣医師高度技術研修事業においても、臨床獣医師を対象とした実習の中で獣医師の職業倫理に関する講習を実施してきたところである。

- d 農林水産省においては、獣医療に関する広告適正化のため獣医療広告ガイドラインを策定し、獣医療広告制限の適正な運用を期しており、本会としても、その適正な運用について重ねて要請を行っているところである。地方獣医師会においては、広告違反のみでなく他の法令も含めた違反情報の把握、行政に対する情報提供等、獣医師会と行政の連携体制の一層の確保をお願いする。

(エ) 狂犬病対策の充実・強化関係

- a 狂犬病リスク管理対策の整備・充実に向けての対応の本会の考え方については、獣医師及び獣医療関係施策推進に関する要請の記の5に示したとおりである。
- b 本会としては、狂犬病対策推進のために、関係省庁との連携を強化しているところであり、一般への普及啓発活動についても、獣医師会の立場から関係省庁と連携し、実効ある措置がとれるよう働きかけている。また、マイクロチップを活用した所有の明示等動物愛護管理対策と狂犬病対策を含めた動物行

政がより一体的に効率的に推進される体制の整備について要請を行ったところである。

- c 人用狂犬病ワクチンの確保については、平成19年に厚労省及びワクチンメーカーに要請を行ったところであり、以後メーカーにおいては、国内での増産、海外ワクチンの輸入について取り組みが行われている。
  - d 地方獣医師会にあっては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるよう、地域での取り組みのネットワーク体制を整備するとともに、狂犬病対策が獣医師会の実施する公益事業として広く国民的理解の下で推進されるよう努力していただきたい。
- (オ) 動物愛護管理対策、外来生物・野生動物対策の推進関係
- a 動物の福祉・愛護の観点に立った適正管理対策の推進に向けての本会の取り組みの考え方は、平成22年12月16日付け22日獣発第258号（以下、「動物愛護管理法の制度見直しに関する要請」という。内容は本誌第64巻2号に掲載。）に示したとおりである。
  - b また、動物愛護管理法の見直しについては、中央環境審議会動物愛護部会において審議・検討が行われるが、本会としても平成22年12月に環境省自然環境局長宛に、動物愛護管理法の制度見直しに関する要請を行ったところである。
  - c 人と動物の共存については、保全医学の観点も踏まえ、平成22年5月、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を日本獣医師会・獣医師会活動指針として打ち出し、これをテーマとして、同年10月に2010動物感謝デー in JAPANを実施して、国民一般に対する普及啓発活動を行ったところである。
  - d 災害時の動物救護対策については、平成19年本会が策定した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」において、近隣獣医師会との相互応援協定締結等広域対応の必要性等も含めた地域マニュアルの策定を提案している。地方獣医師会にあっては、本ガイドラインを活用し、近隣獣医師会が連携して、地域マニュアルの策定、点検等を行い、緊急時に備えていただきたい。
  - e 野生動物対策における獣医師専門職の育成と配置について前期野生動物対策検討委員会の報告を受けて、関係各所に要請活動を行ったところである。今期の野生動物対策検討委員会においては生物多様性の確保、保全医学の観点からの野生動物対策等について検討を行い、報告書を取りまとめることとしている。

(3) 山根会長から、地区獣医師大会の決議要望事項以外の事項について、各地区の課題提起について意見が求められたが、特段の提案等は出されなかった。

(4) その他各地区における課題と対応を含め、以下の質疑応答が行われた。

ア 「家禽のみならず野鳥においてもこのところ頻発している高病原性鳥インフルエンザについて、傷病個体として一般の動物診療施設に持ち込まれた場合の対応に苦慮している。検査を行って陽性と判明した場合、法令に基づく各措置が取られるであろうが、休業や風評被害の補償等の手立てもない。」と質問され、「現状においては、その場で動物診療施設に持ち込んでの診療は行わずに、最寄りの家畜保健衛生所に対処を依頼するのが最善かつ確実な対応と考える。現在、野生動物は家伝法の検査対象とはされていないが、現在改正作業中の改正家伝法においては野鳥を含め野生動物の検査対応について明文化の方向で進めると聞いている。」と回答された。

イ 「動愛法の中での幼齢動物の取り扱いについて、見直しに当たっての具体的な数値も示されておらず、今一つ日獣の対応の方向がはっきりしないように感じるがいかがか。」と質問され、「極端な幼齢動物の販売等は止めるべきであるという方向性については本会ははじめ関係者の意見は一致している。具体的な数値が示せるとよいのは理解できるが、中央環境審議会においても様々な立場の委員を納得させるに足る科学的データに乏しく、数値の検討が進められないのが現状である。いたずらに厳しい基準を示して、業界全体の疲弊・縮小を招くのも得策ではない。しばらくは推移を見守りたい。」と回答された。

ウ 「いわゆるペット保険について、近年新たな参入業者がみられるが、中には悪質な業者もある。」と情報提供され、「情報として承る。」と回答された。

### 3 平成23年度・動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件

(1) 中川副会長から2011動物感謝デー in JAPAN の開催計画について以下のとおり説明された。

ア 獣医師会ははじめ関係団体・企業等の支援・協力の下、昨年10月2日（土）に東京都立駒沢オリンピック公園において開催した2010動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” は、約21,000名の来場者を得て盛会裏に終了したところであるが、本年度においても、獣医師の幅広い職域を紹介し、その役割に対する社会的理解を醸成するとともに、動物の役割について様々な視点から普及を図ることにより人と動物が共存する豊かな社会の実現に寄与することを目指し、関係者の支援・協力の下、「2011動物感謝デー



in JAPAN “World Veterinary Day”」を開催する。

イ 開催テーマについては、日本獣医師会・獣医師会活動指針「一動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を全体テーマとし、関連企画を開催する。

ウ 開催日時は、平成23年10月1日(土) 10:00～17:00とする。

エ 開催場所は、東京都立駒沢オリンピック公園を予定している。

オ 開催内容は、動物ふれあいコーナー、獣医師の仕事紹介ステージ、一日獣医体験コーナー、動物福祉・愛護普及啓発コーナー、マイクロチップ普及啓発コーナー、世界獣医年2011 (World Veterinary Year 2011) 関連企画、動物健康相談コーナー、地方獣医師会展示コーナー、獣医学系大学コーナー、企業・団体展示コーナー等を予定している。

(2) 2011動物感謝デー in JAPAN の開催にあたり、昨年に続いての地方獣医師会の積極的な支援と協力が依頼された。

#### 4 地区を代表する地方獣医師会から日本獣医師会役員等の候補者を推薦するに当たり、留意いただきたい事項の件

(1) 大森専務理事から、平成23年度の本会役員、職域別部会委員等の改選にあたり、各地区を代表する地方獣医師会の代表者が候補者の推薦を行う場合の手続き上の留意点等について説明、確認された。

#### 5 平成23年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

(1) 大森専務理事から平成23年度以降の獣医学術学会年次大会の開催計画について以下のとおり説明された。

ア 平成23年度

(ア) 開催形式：日本獣医師会主催・北海道獣医師会共催（北海道獣医師会運営委託開催形式）による地方開催

(イ) 開催期日：平成24年2月3日(金)～5日(日)

(ウ) 開催場所：札幌コンベンションセンター

イ 平成24年度

(ア) 開催形式：日本獣医師会主催・大阪市獣医師会共催（大阪市獣医師会運営委託・近畿地区連合獣医師会協力開催形式）による地方開催

(イ) 開催期日：平成25年2月9日(土)～11日(月・祝)

(ウ) 開催場所：大阪国際交流センター・シェラトン都ホテル大阪

ウ 平成25年度

(ア) 開催形式：日本獣医師会主催・千葉県獣医師会共催（千葉県獣医師会運営委託・関東地区獣医師会連合会協力開催形式）による地方開催

(イ) 開催期日：平成26年2月21日(金)～23日(日)

(ウ) 開催場所：幕張メッセ、東京ベイ幕張（予定）

(2) 北海道獣医師会波岸会長から、平成23年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（北海道）への参加推進に向けた協力が依頼された。

#### 6 平成23年度における獣医学術地区学会及び地区獣医師大会の開催計画の件

(1) 大森専務理事から平成23年度における獣医学術地区学会及び地区獣医師大会の開催計画について以下のとおり説明された。

ア 北海道地区

(ア) 獣医学術北海道地区学会

a 開催担当獣医師会：北海道獣医師会

b 開催期日：平成23年9月8日(木)・9日(金)

c 開催場所：北海道大学

(イ) 北海道地区獣医師大会

a 開催担当獣医師会：北海道獣医師会

b 開催期日：平成23年9月8日(木)

c 開催場所：京王プラザホテル札幌

イ 東北地区

(ア) 獣医学術東北地区学会

a 開催担当獣医師会：山形県獣医師会

b 開催期日：平成23年9月15日(木)

c 開催場所：山形国際ホテル

(イ) 北海道地区獣医師大会

a 開催担当獣医師会：山形県獣医師会

b 開催期日：平成23年9月14日(水)

c 開催場所：山形国際ホテル

ウ 関東地区・東京地区

(ア) 獣医学術関東・東京合同地区学会

a 開催担当獣医師会：神奈川県獣医師会

b 開催期日：平成23年9月11日(日)

c 開催場所：日本大学生物資源科学部

(イ) 関東・東京地区合同獣医師大会

a 開催担当獣医師会：神奈川県獣医師会

b 開催期日：平成23年9月11日(日)

c 開催場所：日本大学生物資源科学部

エ 中部地区

(ア) 獣医学術中部地区学会

a 開催担当獣医師会：福井県獣医師会

b 開催期日：平成23年8月28日(日)

c 開催場所：アオッサ

(イ) 中部地区獣医師大会

a 開催担当獣医師会：福井県獣医師会

b 開催期日：平成23年8月28日(日)

c 開催場所：アオッサ

オ 近畿地区

(ア) 獣医学術近畿地区学会

- a 開催担当獣医師会：神戸市獣医師会
- b 開催期日：平成23年10月16日(日)
- c 開催場所：大阪府立大学

(イ) 近畿地区獣医師大会

- a 開催担当獣医師会：神戸市獣医師会
- b 開催期日：平成23年9月11日(日)
- c 開催場所：神戸ポートピアホテル

カ 中国地区

(ア) 獣医学術中国地区学会

- a 開催担当獣医師会：広島県獣医師会
- b 開催期日：平成23年10月15日(土)・16日(日)
- c 開催場所：ホテルグランヴィア広島

キ 四国地区

(ア) 獣医学術四国地区学会

- a 開催担当獣医師会：高知県獣医師会
- b 開催期日：平成23年9月11日(日)
- c 開催場所：高知城ホール

(イ) 四国地区獣医師大会

- a 開催担当獣医師会：高知県獣医師会
- b 開催期日：平成23年9月10日(土)
- c 開催場所：高知城ホール

ク 九州地区

(ア) 獣医学術九州地区学会

- a 開催担当獣医師会：長崎県獣医師会
- b 開催期日：平成23年10月30日(日)
- c 開催場所：長崎市ブリックホールアストピア

(イ) 九州地区獣医師大会

- a 開催担当獣医師会：長崎県獣医師会
- b 開催期日：平成23年10月30日(日)
- c 開催場所：長崎市ブリックホールアストピア

Ⅵ ま と め

議事内容については、協議のうえすべて了承され、会議を終了した。